

「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」への対応について

社会保障や税務における行政手続きの効率化等を目的として、平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に12ケタのマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」が実施されることになっておりますが、企業等が個人番号や特定個人情報を収集・保管できる場面は限られており、信用保証協会が業務において、お客さまの個人番号を取得することはありません。

【金融機関の皆さまへ】

お客さまから個人番号が記載された審査に必要な書類（下記例示を参照）の提出を受けた場合は、予め個人番号部分にマスキング処理（個人番号部分を復元できない程度）を施してからご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

業務上、取得が懸念される主な書類（例示）

●個人番号カード（本人確認書類）

※本人が申請した場合に、市区町村長から交付を受けることができるICカードのことを言います。

カードには個人番号の他に、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真も表示されるため、本人確認資料として利用することが考えられます。

●確定申告書（平成28年分の申告から対象）

●住民票

※個人番号の記載がない住民票、または、個人番号部分をマスキングして提出してください。

●開業・廃業届出書